

令和4年度 第3回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和4年10月6日（木）午後2時～2時40分
場 所 犬山市役所 2階204会議室
出席者 鈴木委員、日比野委員、舟橋委員、
板津委員、山本委員、石原委員、原委員、
丸山委員、久世委員、岡村委員、諏訪委員
（欠席）河村委員、鈴村委員
事務局 高木健康福祉部長、舟橋保険年金課長、
梅田保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査
河合保険年金課職員

◆議事

会長

本日出席している委員は11名です。犬山市国民健康保険運営協議会規則第5条の定足数を満たしておりますので、直ちに会議を始めます。議事に入る前に、本日の議事録署名人を、私の方から指名させていただきます。被保険者代表の舟橋委員さん、保険医・薬剤師代表の石原委員さんのお二人にお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。まず議題1「賦課限度額の改定時期」についてです。前回、賦課限度額は、法定限度額まで引き上げていくべきだということについては決定いたしました。その時期につきましては、2つのご意見がありました。国の法改正があれば速やかに上げていくべきというご意見と、それほど影響がなければ法改正後に改めて協議会で決定していくというご意見でした。事務局から追加資料がございますので、まず説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

それでは議題1の賦課限度額の改定時期についての説明をさせていただきます。前回の協議会の協議内容として、国の定める法定賦課限度額とするが、法改正後どの時点で追いつくかをこの今回の協議会でご協議いただくことになっているかと思います。前回の協議の中で、国の法定賦課限度額へ直ちに引き上げないことによる影響についての発言が委員の皆様よりありましたので、本日は資料をご用意させていただきました。それでは資料1「賦課限度額改定の影響シミュレーション」をご覧ください。この表及び数値については、令和4年度の課税状況をベースとしたもので、上段が現在の状況、中段が国の法定賦課限度額で計算したもの、下段がその差額という形になっております。令和4年度に課限度額を国の法定賦課限度額にすると、賦課限度額を超える世帯は39世帯減少し、賦課限度額を超える金額も463万8,445円減少するというようになっております、この減少した金額で税率を引き下げることができますが、資料にも書いてありますように、引き下げの割合に対して大きな効果はないのではないかと事務局としては判断しています。以上で説明は終わります。

会長

ただいまの説明につきまして何かご質問等ございませんか。
ないようですので、協議に移りたいと思います。皆様のご意見をお聞きさ

せていただきたいと思います。1つ目の考え方としましては、国の法改正があれば速やかにそれに従って上げていくべきだろうという考え方、もう1つの考え方は、法改正後、改めて協議会で協議して決定していくという考え方でした。協議の前に私から事務局に追加で質問したいのですが、過去これまでは、法改正後速やかに上げていくということではなくて、1年置いて、協議をして、という形をとっているのが現状だと思いますが、これまでの経緯等があれば説明をお願いいたします。

課長

国の法改正があるのは大体3月の終わりですので、そこから速やかに上げるとすれば4月に臨時議会をやって上げるという形になりますが、やはり犬山市の運営協議会として賦課限度額を決めるということに意味があるだろうということで、これまでは、次の年度で賦課限度額を決定して、その次の年度から法定限度額に追いつくという形で上げるというふうに進めてきています。だいたいのことは分かりませんが、ここ3年はそういう形で上げてきています。

事務局

今、課長の説明にあったように、現行の国民健康保険制度になってからは、税法の改正があった翌年度に賦課限度額を上げさせていただいている形をとっていますが、平成29年度以前については、そういう形ではなくて、上げ幅もまちまちの状況でして、最大で9万円ぐらい差が開いた時期もありました。その頃は、この協議会の中で話し合いをしていただいて、上げ幅についても決めていただいていたのではないかとというふうに推測しております。

会長

ありがとうございます。それから、みんなで協議するにあたりまして、それぞれの選択肢のメリット、デメリットのようなことももう少し分かんと考えやすいので、補足いただけたらと思います。

事務局

前回の協議会の時にお二方からご意見がありましたが、まず、どうして賦課限度額を上げなければならないのかということがあります。賦課限度額を上げると、所得の高い人は負担が増えます。しかし、もし限度額がなくて、お金持ちから際限なく保険税がいただけるのであれば、その金額をもってして、所得の低い人たちを助けることができるので、所得の再分配が社会保障だという考え方からすれば、理念的には速やかに上げるべきということになります。

ただ、理念はそうですが、実際には上げ幅をそんなに急に大きくはできませんので、影響額としては先ほどお示ししたぐらいで、実際のところは焼石に水の的なところがあるのは事実です。あくまで、理念としてどうしていくべきかということになりますが、基準として法律で定められていますので、法が改正されれば速やかに改定するべきだという考えは愛知県の中でも結構あります。

いわゆる議会に諮らずも専決事項として、協議とかそういうこともなしに決定するということも県下では半分くらいありますので、決して珍しいことではありません。ただ、1年遅れたからといって、保険税負担に劇的な変化があるかということはないだろうと思います。メリット、デメリットについては、はっきりとは言えないですが、そういう考え方に基づいてやられているのかなというところです。

会長

ありがとうございます。法改正が3月にされたらすぐ4月に臨時議会を開い

て上げるということを今はしてないわけですね。では、例えば来年の3月に上がることになって4月にそれに追いつくという場合に、去年の分はまだ上げてないので2年分上がることになるのですか。

課長

そういうことです。

会長

ということがあるということと、あとは、先ほどのお話で、今までは協議会で話し合って吟味して決めることに重きを置いてきたということで、国の決めた基準に自動的に追随するのではなくて、上げるということが果たして本当によいかということをここで協議するという意味でやってきたという面もあるんですね。分かりました。皆さん他に質問等ございませんか。それでは協議に移らせていただきたいと思います。今の2つの選択肢があるわけですが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

A委員

以前もこういう議論をしたことがあって、自動的に法改正に追随するというよりは、この運営協議会でしっかり協議をし、議会にも諮るという手続きを踏むべきだろうという流れで来ていると思いますし、それで特に不都合があったわけではないと思うので、基本的にはこのやり方の方が望ましいのかなと思います。

B委員

私も、前はすぐにやった方がいいと言ったのですが、影響シミュレーションによると影響がないということですし、やはり、きちんと話し合いをしてから決めるということも大事だと思うので、A委員が言うようにこれまでのやり方でよいと思います。

会長

他にご意見もございませんようでしたら、協議会の中で決定してから決めていくという従来の形を継続するというので、ご異議ございませんでしょうか。

委員全員

異議なし

会長

それでは、改定時期につきましては現状維持ということにしたいと思います。それでは、続きまして、議題の2「本協議会の視察研修」について協議させていただきたいと思います。まずは事務局より説明をお願いいたします。

事務局

では、資料2をご覧ください。当協議会では、国保事業や保健事業について、先進地を視察することによって当市の国保運営に生かすため、新型コロナウイルス感染症の蔓延以前については視察研修を行ってまいりました。これまでの経緯につきましては、平成14年度までは毎年行っておりまして、それ以降は基本的には、2年の任期中の2年目に視察研修を実施して参りました。ただ、委員の方の中には、視察は不要との意見もありましたので、平成15年から19年においては視察研修はなかったという形になっています。平成20年以降につきましては、2年に1回の視察を継続してまいりましたが、前々回委員メンバーによる協議会にて、新たに実施についての協議を行いました。当時も実施・不要の二つのご意見がありました。その際は、当時の会長の強い要望が

あり、平成30年度には視察を実施しております。前回委員メンバーの時に
おいては、もし視察を行うのであれば3年の任期の中の中間年である2年目に実
施をし、それを3年目の最終年に生かすようにしていくという構想がありまし
たが、コロナ禍の中で、中止をやむなくしております。「過去の視察地」とい
う表がありますが、平成24年度から平成30年度までの4回の視察先と視察
内容を記載しております。24年度から26、30年度につきましては、各市
役所にお伺いして、主に保健事業に重点をおいてお話を聞いております。平成
28年度については、日帰りでしたが、NPO法人さんの方へ伺いまして、そ
の地域と行政、医療機関との関わりについて視察させていただいております。
今後についてということですが、事務局としては、本市類似の審議会や協議会
で、視察を実施しているところはほぼ皆無に近いこと、監査委員からこの種
の視察については再考すべきとの意見もいただいていることから、今後は一泊
で他市を訪れるような形態の視察は見直すべきではないかと考えております。
本日は視察の実施の有無も含めて、視察や研修のあり方について、改めて委員
の皆様でご協議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

ただいまの説明につきまして何か質問等ございますでしょうか。

B委員

この協議会の委員をやるのは初めてなので、これまでのことを伺いたいで
す。委員の中でも特に病院の先生方はとてもお忙しいと思うので、なかなか参
加できなかったということもあると思います。参加状況はどのような状況です
か。

事務局

基本的には平日に視察を行っていますので、第1号委員の皆さんと第3号委
員の皆さん、被保険者代表の方と議員の方が参加という形になっております。

B委員

監査委員からもこの種の視察については再考すべきとの意見をいただしてい
るとのことですが、これはいつごろの指摘ですか。毎年のようにこう言われて
いるのですか。

課長

今年7月の決算審査の時にご指摘いただきました。一泊の視察研修となる
とどうしても夜に懇親会があったりというようなことでしょうねと、そういう
のはもうどんどん減っていますよねということでした。ここ数年は視察研修を
していないので、特に決算に数字が出たわけではないのですが、予算をとって
おいても使わなかったという不用額という形で表れています。それに関連して
お話をされたという形ですが、その時に調べてみたところ、国保連協の他に視
察研修をやっているのは農業委員会ぐらいであったというふうに記憶しており
ます。他のところはもうすでにやめられているか、形を改められているかとい
うことになります。

会長

他に質問はありますか。

質問がないようですので協議に移りたいと思います。今のこのメンバーは3
年間の任期ということなので、行くとすれば来年になる計算になると思いま
すが、視察研修に行くか行かないかということにつきまして、皆様のご意見を聞
きたいと思います。

A委員	議会の方でもそうなのですが、視察に行くということを決めて予算も組んであるから行かなくてはならないというのは大体不毛なんです。平成30年度以降も予算が組んであるがやってないというのは、多分、テーマがあったらその都度どうしようということを話し合っ、結果的に、特に今は視察に行くことはないということでやっていないと思うので、基本的には、今視察がありがたいかということ言えば、どうしてもこれをやりたいと先進地視察に行く必要があるということがあれば行くべきだとは思いますが。ですので、その都度話し合っ、テーマがあれば行く、なければ行かないということではないかなと思います。
会長	ただいま、テーマがある場合、必要性がある場合に、検討すべきだというご意見いただきました。他にご意見ありますか。
B委員	視察の形として一泊するかどうかは別として、いろいろな形での勉強、他のところはこういうふうに行っているのかというのを学ぶのはとても大事だと思います。一泊が問題だということでしたら、日帰りで、愛知県内でも独自の減免などをやっているところがあるので、そういったところでの視察は行っていくべきだと思います。これまでも視察に行かれていると思うので、行っても全然何も学ぶことはなかったということでしたらやめるということもあるかとは思いますが、やはり勉強ということ、皆さんで意見交換しながらやっていくことは大事だと思います。
C委員	視察をすることによって保険料を下げることはできるというのはあるのでしょうか。そもそも先進地というのはあるのですか。この会議で議論していても、どう考えても保険税を上げるしかないという方向に行っていると思います。価値があれば視察は行けばいいと思いますが、どうですか。価値があるのでしょうか。
A委員	今はこの会議では税率の問題にすごく焦点が置かれていて、そこが議論の中心というかはほぼ全てになっていますが、本来だったら特定健診とか、今までやったテーマでは例えば健康づくりが多かったですかね。静岡へ視察に行った時も、保健事業について、こういう事業を導入したらどうだということで行っているものが多かったのもので、税率云々でテーマを選んで行ったということは今ではないと思います。なので、税率というより重大なテーマに関しては意味はないと思います。ただ、それ以外のことでこういう事業を導入したいとか、そういう時には意味があったこともあると思います。
C委員	現場の方が行かれるならいいのですが、このメンバーで行くというのは、何か果たして意味があるのか。保険年金課の方は行かれるのですか。
課長	はい、保険年金課の職員も同行します。今、C委員の方からもご指摘をいただきましたが、税率に直結するものではございません。ただ、例えば保健事業についての視察であれば、先ほど久世会長代行が言われたように、その保健事業を行うことによって健康になり医療費の抑制につながっていき、ゆくゆくは

事業納付金をそこまで納めなくてもよくなって、税率もそこまで上げなくてもよくなるとか、そういったつながりがないわけではないとは思っておりますが、直接の視察としては、やはり今までですと保健事業が多いです。特定健診や国保の人が受ける検診に対しての補助だとか、国保の加入者の方の健康づくりというところをメインに視察をさせていただいているということになります。

会長

それでは論点を簡単に整理させていただきますと、今、同等のような団体が同じような視察研修を行っているかと言えばそういった事例はどうもないようだという事と、監査委員からも宿泊ありきの視察というのはしっかり考えた方がいいというご指摘をいただいているということでしたが、ただ、では視察研修自体をなくしてしまおうというのではなくて、テーマとして必要性があれば、犬山市に必要な事例がよそにあれば、視察研修を行うべきだというご意見が出ております。そういった意味で、視察の実施自体を今後はやめましょうという話にはしないでもよさそうですかね、皆さんどうでしょう。そちらにまず論点を置いて、もう視察自体やめてしまった方がいいという考えの方いらっしゃったらご意見をいただけますか。

《意見なし》

では、今の我々が議論して決めていかなくてはいけないことに直接役立つような情報が得られるような研修先がもしあれば検討すべきだと思うのですが、そういった情報は今すぐにはないので、これから情報収集しつつ、そういった先が出てきたときには検討するというような形でいかがでしょうか。今日のところはそういった形でよろしいですか。

D委員

予算のことが分からないのですが、先ほど言っていたように予算を組んで使わなかったという話なので、毎回毎回予算を計上しておいて、何かがあれば行くということなのか、それとも前年度に決めておいて、あれば来年度用に予算申請をしてもらって行くのか、そういう形になりますか。要は、行く先があって「行こう」となった時に、その年度中にいきなり行けるのか、予算申請をしてからという話になるのかがちょっとよく分かりません。

課長

基本的には前年度に予算を組みますので、例えば、令和5年度に「行きたい」という話が出てきた時に行けないと意味がないものですから、4年度中に、次の5年度の当初予算で組ませていただいております。使わなければ、それは不用額として残っていくことになります。また次の年も、去年は行く必要を感じなかったけども、やはり見たいところがあったということであれば、当然、行って勉強していただくこと自体に意味はあるということをおっしゃっていただきましたので、行けるように予算を組まなければいけないと思いますので、毎年度予算計上をしていくという方法になるかと思います。

D委員

毎年度予算計上しておいて行けるようなものがあればそれに対して考えてみて行くことができるということですね。来年度まで待たなくても大丈夫ということですね。

課長

そうですね。ですから、その年度で視察に行こうと思うと、この協議会の1

回目とか、2回目の時ぐらいには決めていただくことになります。7月ぐらいが第1回になりますので、必要であれば、もっと前に皆さんお集まりいただいて、ご協議いただければ、スケジュール的には調整できるかと思います。予算としては、前の年度に必ず視察の分を計上しておくという形で対応したいと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、視察研修につきましては、廃止するというわけではなく、予算を上げておきながら、必要な、効果的な視察研修をすべき先、テーマが明確に決まった時に実施する。皆さんもいろいろ情報収集していただく中で、そういった先があれば協議して、行ってみようという話になったときに行くという方針でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。その他事務局から次回の日程調整等がありますので、事務局にお返しします。

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

(原本に 丸山 幸治 署名)

署名

(原本に 舟橋 尚女 署名)

署名

(原本に 石原 朗 署名)